

# なし坊プレミアム商品券 取扱店募集要領

## 1. 発行の目的

消費税の引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えする。

## 2. 事業主体

市・白井市プレミアム付商品券事業実行委員会（白井市商工会内）

## 3. 商品券名称

白井市なし坊プレミアム付商品券

## 4. 発行団体

白井市プレミアム付商品券事業実行委員会

## 5. 参加資格

白井市内で営業している事業所のほか白井市プレミアム付商品券事業実行委員会が認めた事業所。

ただし、別に定める商品、業種は除く。

## 6. 発行総額

最大予定額 2億2千5百万円

## 7. 発行券

1冊4,000円（商品券5,000円 プレミアム率1,000円）  
500円券×10枚

## 8. 発行枚数

最大予定数 45,000冊

## 9. 申し込み・登録

取扱店として申請する者は申請書兼誓約書を（別紙1号様式）白井市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（白井市商工会内）に郵送又は持参して申し込みをする。

会員外の申し込みは申請書のほか以下の確認書類を添付すること。

※法人の場合：商業登記簿及び営業所が確認できるもの

個人の場合：直近の確定申告書又は決算書

事務局は取扱店の申請があった場合は参加資格を有することを確認の上、取扱店掲示ポスターを交付する。

## 10. 申し込み期間

令和元年6月17日（月）から令和元年7月31日（水）まで

※申込は令和元年7月31日必着ですがその後も随時募集しています。

1 1. 商品券有効期間

令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）まで

1 2. 商品券取扱方法

- ①取扱店は商品券を持参したお客様に対し、令和2年2月29日（土）までに限り、券面記載額相当の物品の販売又は役務の提供を行う。
- ②商品券はつり銭は出さない。また払い戻しはしない。
- ③商品券の紛失や認証不能の場合は効力を失う。

1 3. 換金手数料

商工会員 券1枚につき0%（0円）

商工会非会員 券1枚につき2%（10円）

1 4. 換金方法

取扱店は、記入した請求書及び商品券の裏面に事業者印を押印した使用済商品券を商工会窓口（別に定める指定した場所）に提出する。

実行委員会は、換金額の内、換金手数料、振込手数料を差引いて取扱店の指定する口座に入金する。

1 5. 換金日

別に定める日

1 6. 換金期限

令和2年3月13日（金）

1 7. 商品券購入限度額

商品券の購入は購入対象者1人あたり5冊までとする。

1 8. 商品券の販売方法

市から購入対象者に引換券を送付して、販売委託先（郵便局）で購入。

1 9. 利用できない商品

- ①土地・家屋購入に係るもの
- ②商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・収入印紙・プリペイドカードなど換金性があり、広域的に流通しうるもの
- ③たばこ（転売性のある商品のため取り扱いできません。）
- ④事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等への支払い
- ⑤国や地方公共団体への支払い及び公共料金等
- ⑥「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑦取扱店及び白井市プレミアム付商品券事業実行委員会が特別に指定した商品等

2 0. 責務

登録店は次の事項を遵守しなければならない。

- ①取扱店であることがお客様にわかるよう見やすい場所に実行委員会が交付す

るポスターを掲示する。

- ②期間途中での脱退は認めない。利用期間（令和2年2月29日）まで継続すること。
- ③商品券には偽造防止対策を講じておりますが、偽造券や不正に使用されていることが明らかな券の受取は拒否すること。
- ④自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不法行為をしないこと。

## 21. 取扱店の取り消し

取扱店が本要領に違反する行為を行った場合、実行委員会は取扱を取り消すことができる。

### 問い合わせ

白井市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

白井市商工会内 〒270-1422 白井市復1458

TEL 047-492-0721

FAX 047-491-9884